

「胎内市いじめ防止基本方針」 改定の趣旨及び主な改定内容

1 改定の趣旨

現在の胎内市いじめ防止基本方針は平成 29 年 11 月に制定された。制定から 2 年近くが経過し、その間、平成 30 年 2 月に新潟県いじめ防止基本方針が改定されるなどしたため、現状に即して、いじめ防止等のための対策を一層推進していくため、必要な見直しを行うもの。

2 主な改定内容

(1) いじめの認知

- ・「組織」において判断することの明記
- ・「見えないところ」での発生等への対応を追記
→第 1 3 いじめの認知及びその後の対応における留意事項【P 2】

(2) 学校が実施すべき施策

- ・「学校基本方針の意義」に「特定の教職員が問題を抱え込まないこと」を明記
→第 3 1 (1) 学校基本方針を定める意義【P 7】
- ・「家庭、地域との組織的な連携・協働」に「学校運営協議会、地域学校協働本部等」との連携を追記
→第 3 3 (6) 家庭、地域との組織的な連携・協力【P 11】

(3) 重大事態への対処

- ・「重大事態の調査」に「基本調査と詳細調査」の内容及び実施主体を明記（学校が基本調査を実施）。詳細調査の実施主体は教育委員会が判断（市いじめ防止対策委員会又は学校を主体とする調査委員会）。
→第 4 1 (2) 重大事態の調査【P 12】
- ・「調査結果の公表」に関する記述を追加（公表するか否かの判断、公表する場合の留意事項等を明記）。
→第 4 1 (4) 重大事態への対処の留意事項【P 14】